

本郷メディカルソリューションズ株式会社 医療機関向け教育研修動画利用規約

第1条(適用の範囲)

本郷メディカルソリューションズ株式会社の教育研修動画利用規約(以下「本規約」といいます)は、本郷メディカルソリューションズ株式会社(以下「当社」といいます)が各種研修プログラム(以下「研修プログラム」といいます)を利用者に対して提供するにあたり、当社が提供するすべての研修プログラム利用の契約(以下「利用契約」といいます)に適用されるものとし、研修プログラムを利用する場合は、本規約に同意したものとします。

第2条(利用の申込と利用契約の成立)

1. 研修プログラムの利用を希望する者(以下「申込者」といいます)は、本規約の内容を承諾のうえ、当社に対して所定の申込様式(書類または電子申込システム)に必要事項(利用者の人数等)を記載して提出・送信することにより、研修プログラムの利用の申込をするものとします。なお、個人情報(第17条に定義)等のご登録・ご提出は任意となりますが、必要事項をご記入・ご入力頂けない場合は、申込を受け付けられない場合があります。

2. 当社が当該申込を受け、申込者に対し、受諾連絡を行った時点で、当社及び申込者間で研修プログラムの利用契約が成立するものとします。

3. 当社及び申込者間で利用契約が成立したときは、研修プログラムの利用者(前項の規定により利用契約が成立した申込者及び当該申込者の承諾の下で研修プログラムを受講する者をいいます)は、当社に対し、利用ID登録の申込を行い、当社は利用者に対し、利用IDの登録及び研修プログラムの受講URLの発行を行います。当該申込者は、利用者に本規約及び利用契約に定める内容を遵守させるものとし、利用者は、利用ID及び受講URLを第三者に知られないように管理するものとします。

4. 前各項の形式によらずに別途利用契約を締結する場合は、当該利用契約書に当社及び利用者双方が調印することをもって利用契約が成立するものといたします。

第3条(利用契約との関係)

第1条にかかわらず、当社及び利用者間で利用契約を締結するに際し、本規約に定めのない内容もしくは本規約の内容と異なる内容を定める場合は、当該利用契約の内容が本規約に優先するものといたします。

第4条(研修プログラムの内容)

当社が利用者に対して提供する研修プログラムの内容は、次のとおりといたします。

(1) 動画講座

第5条(料金・諸費用)

1. 利用契約の成立時点において、当該利用契約を当社と締結した利用者は、当該利用者が、第2条第1項又は第2条第4項に定める方法により申し込んだ研修プログラムの利用者の人数に応じた研修プログラムの提供料金(以下「研修料金」といいます)を支払う義務を負います。当該研修料金の利用者一人あたりの単価は、当社が定める料金表によります。なお、研修料金には、税込表示のある場合を除き、別途消費税(地方消費税含む)がかかります。

第6条(支払い)

1.当社は、利用契約の成立時点において、当該利用契約を当社と締結した利用者に対し、研修料金の請求を行います。利用者は、研修料金について、当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込み、または所定の方法で入金するものといたします。なお、当社が指定する期日までに当社の請求金額全額の支払いがない場合は利用者の都合による解約(以下「キャンセル」といいます)とみなし、当社は研修プログラム提供の中止等、必要な措置を講じます。

2.本規約に定める研修料金の支払いに関わる手数料ならびに甲から利用者に対して返金する際の手数料は、すべて利用者の負担となります。ただし、当社の責めに帰すべき事由のある場合は、この限りではありません。

第 7 条(キャンセル・変更)

1.第2条第1項又は第2条第4項に定める研修プログラムの申込後に、利用者がキャンセルした場合、利用者は、前条に定める方法により当社の請求する研修料金相当額のキャンセル料を支払うものといたします。また、既にお支払いいただいた研修料金のご返金は行いません。
前項に定めるキャンセル・変更が、当社の故意又は重大な過失によるものであるときは、この限りではありません。

第 9 条(当社による解除)

利用者に次に定める事由が生じた場合、当社は何らの通知催告を要せず、直ちに利用契約を解除できるものといたします。

- (1)手形、小切手の不渡を出し、銀行取引停止処分を受けたとき
- (2)差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等公権力の行使を受けたとき
- (3)破産、民事再生手続の申立をし、またはその申立を受けたとき、もしくは解散の決議をしたとき
- (4)自ら、または第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をしたとき
- (5)自ら、またはその役員もしくは従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、またはその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という)であることが判明したとき
- (6)自ら、またはその役員もしくは従業員が、暴力団等でないことに関する当社の調査に協力せず、または当社に求められた資料等を提出しないとき
- (7)所在不明、または1ヶ月以上にわたり連絡不能となったとき(利用者がメールアドレスを変更したことを当社に通知せず、1ヶ月以上にわたり連絡が取れなくなったときを含む。)
- (8)当社に提出・送信した、利用者に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。その他、重大な過失または背信行為があったとき
- (9)本規約または利用契約に違反したとき
- (10)その他前各号に準ずる事態が発生し、当社が止むを得ないと判断したとき

2.当社が前項に基づき利用契約を解除したことにより、利用者もしくはその関係者に損害が生じたとしても、当社はこれによる一切の損害賠償責任を負わないものといたします。

第 10 条(損害賠償)

1.当社は、故意又は重大な過失がある場合を除き、研修プログラムの利用に起因又は関連して利用者が被った損害を賠償する責任を負いません。

2.当社が利用者に対して発行したID・受講URL等を用いてなされた一切の行為は、当該利用者による行為とみなし、当該利用者が、当該行為について一切の責任を負います。

第 11 条(権利義務の譲渡禁止)

当社および利用者は、本規約または利用契約上の地位もしくは本規約または利用契約から生じる権利義務の全部または一部を、事前の相手方の書面による承諾なくして第三者に譲渡できないものといたします。

第 12 条(再委託)

当社は、前条の記載に関わらず、本規約および利用契約における当社と同等の義務を負わせることにより、本規約および利用契約に基づき提供する研修プログラムの一部または全部の履行を第三者に再委託できるものといたします。

第 13 条(免責事項)

当社は、天変地異・戦争・暴動・内乱その他の社会的事変、法令の制定・改変、政府による命令・処分・指導等の公権力の行使、通信回線の事故、当社の責めに帰すべからざる事由による本規約および利用契約の全部または一部の履行遅延もしくは履行不能について、一切その責任を負わないものといたします。

第 14 条(保証の否認および提供の中止)

当社は、第4条に定める研修プログラムの提供に関しては、以下の各号に定める内容を条件とし、また当社の判断により、提供を中止する場合があります。なお、研修プログラムの提供を中止した場合においても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものといたします。

(1)当社は、研修プログラムの内容、研修プログラムのために利用する利用システム、ソフトウェア、ウェブサイト等について、その名目及び法的性質を問わず、特定目的への適合性、商品性、正確性、完全性、有用性をはじめ、いかなる種類の保証も行いません。

(2)当社が推奨する利用環境において、研修プログラムの提供を行ったことにより、利用者の機器類やシステムに何らかの不具合(データの消失、機器類の故障・損傷等を含みます)が発生したとしても、当社は利用者に対して何らの補償もいたしません。

(3)受講に必要なコンピューター、タブレット、スマートフォン、ネットワーク環境、ソフトウェアがある場合、利用者がその費用をもって準備するものとし、当社がその費用を負担するものではありません。

(4)利用者の通信状況やログアウトなどの誤操作による受講の中断や停止、遅延等が発生した場合には、当社は、再度の研修プログラムの提供をいたしません。

(5)利用システム、ソフトウェアの不具合、または通信業者のメンテナンスにより、研修プログラムの提供が困難な場合には、当社は、研修プログラムの提供を

(6)利用者は、当社が動画講座の品質向上のため、録音または録画を行う場合があることに同意するものとします。

第 15 条(秘密情報の定義)

1.本規約および利用契約における秘密情報とは、口頭、書類、電子媒体等の情報開示手段の種類を問わず、研修プログラムの提供もしくは利用に関連して一方当事者(以下「情報開示者」といいます)から他方当事者(以下「情報受領者」といいます)に開示される技術上または営業上の有用な情報であって、次の各号の一に該当するものといたします。

(1)秘密である旨が明瞭に表示された書面、図表、その他関係資料等の有形の形態により開示される情報

(2)秘密である旨を告知したうえで口頭その他無形の形態で開示される情報であって、かかる口頭の開示後30日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示される情報

2. 前項の規定にかかわらず、情報開示者の書面による事前の同意を得た場合、または、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報に該当しないものといたします。

- (1) 情報を受領する前に、既に公知または公用となっていた情報
- (2) 情報を受領する前に、情報受領者が既に自ら正当に所持していた情報
- (3) 情報を受領した後に、情報受領者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
- (4) 情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (5) 情報受領者が受領した情報を用いてことなく独自に開発した情報
- (6) 法令により開示を要求された情報(ただし、当該要求に応じるために必要な範囲に限って前項の適用を免れるものといたします)

第16条(秘密保持)

1. 情報受領者は、研修プログラムを提供もしくは利用するうえで、秘密情報を知らせる必要のある自己の役員および従業員(以下「従業員等」といいます)以外の者に、秘密情報を開示または漏洩してはならないものといたします。また、従業員等に対し本規約および利用契約に基づき自己が遵守すべき義務と同一の義務を遵守させるものといたします。

2. 情報受領者は、研修プログラムの提供もしくは利用のためにのみ秘密情報を使用し、他のいかなる目的のためにも秘密情報を使用しないものといたします。

3. 情報受領者は、本条の秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものといたします。

4. 情報受領者は、情報開示者から受領した資料等で秘密情報を記載したもの(書類、電子媒体等をいいます。以下「秘密資料」といいます)の不当な開示または紛失を防止するために、自分が適切と判断する措置を講じるものとし、万一紛失した場合は、直ちに情報開示者にその旨を通知し、その後の措置について相手方の指示に従うものといたします。

5. 情報受領者は、相手方の事前の書面による承諾がない限り、研修プログラムの提供もしくは利用のために必要最低限の範囲を除き、秘密資料を複写・複製しないものといたします。なお、本条に基づき複製された秘密資料に関しても本規約および利用契約の各条項が適用されるものといたします。

6. 第4項の秘密資料には、情報開示手段の種類にかかわらず、情報開示者から開示された秘密情報を、情報受領者において文書化したものを含むものといたします。

第17条(個人情報等の取り扱い)

1. 当社は、研修プログラムに関連して知り得た個人情報(個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます)第2条に定めるものをいいます)の保護については、個人情報保護法及び関連ガイドライン(以下「個人情報保護法等」といいます)並びに当社が定める個人情報保護方針、個人情報取扱規定(<https://corporate.ht-hms.co.jp/privacy/>) (以下総称して「個人情報規定等」といいます)の定めるところにより、必要な措置を講じるものとします。

2. 契約者等は、研修プログラムの利用にあたって、個人情報保護規定等の定めに同意するものとします。

第18条(知的財産権の帰属)

本規約または利用契約に基づき当社が提供する著作物等の知的財産に関する権利は、当社に帰属するものとし、当社による事前の書面による許諾を得ることなく、利用者は本規約および利用契約に基づく研修プログラムの利用以外の目的で使用、複製、転写または頒布することはできません。

第 19 条(準拠法)

本規約および利用契約は日本法を準拠法といたします。

第 20 条(管轄裁判所)

本規約または利用契約に関する訴訟その他一切の法的手続きについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 21 条(規約の変更)

当社は、利用者の承諾なく、本規約および本規約に付随する内規を変更することが出来るものといたします。

(1)本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合

(2)本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2.当社は、前項の本規約の変更にあたり、同変更の適用期日の1か月前までに、変更の旨と変更後の内容を当社ホームページ(ウェブサイト)にて周知するものとする。

3.適用期日以降に第2条第1項又は第2条第4項に定める申込をいただいた場合、本規約に同意したものとみなします。

第 22 条(契約終了時の効力)

利用契約が期間満了、または契約解除等いかなる事由により終了した場合であっても、第 9条(当社による解除)、第 10 条(損害賠償)、第 11 条(権利義務の譲渡禁止)、第 15 条(秘密情報の定義)、第 16 条(秘密保持)、第 17 条(個人情報等の取り扱い)、第 18 条(知的財産権の帰属)、第19 条(準拠法)、第 20 条(管轄裁判所)および本条の規定については、なお効力を有するものといたします。

第 23 条(適用期日)

本規約は、2025年2月25日以降に利用契約が成立した利用者に適用いたします。